

歯科点数等 Q & A

(在宅医療)

Q 1 通院困難な在宅療養患者であって、口腔疾患と摂食機能障害を有するものに対して、歯周基本治療または摂食機能障害の指導管理が必要な場合、介護保険の給付を受けている場合でも在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（訪問口腔リハ）を算定できるか。

A 1 訪問口腔リハで行われる指導管理の範囲は、療養上必要な計画的かつ継続的な歯科医学的管理に加え、歯周基本治療に対する処置または摂食機能障害に対する訓練指導等を含むため、歯科医師が行う介護報酬の居宅療養管理指導費または介護予防居宅療養管理指導費が算定可能な患者についても、訪問口腔リハを算定できます（歯科医師が行う居宅療養管理指導費または介護予防居宅療養管理指導費を算定していない月に限る）。

※歯科点数表の解釈(2024年6月版、社会保険研究所、以下、青本)p226 疑義解釈2016. 6. 14
「歯科」問 15